

平成24年

第1回市議会定例会 議案第52号

函館市営住宅条例の一部改正について

函館市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

### 函館市営住宅条例の一部を改正する条例

函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「老人，身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第1項で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第2号から第4号まで，」を削り，「第3号および第4号」を「，第2号から第4号まで」に改め，同項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号を第2号とし，同項第4号中「その者およびその者と現に同居し，または同居しようとする親族が」を削り，同号を同項第3号とし，同項に次の1号を加える。

(4) 現に同居し，または同居しようとする者がある場合は，当該者が次のいずれにも該当すること。

ア 入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第13条および第62条第1項第1号において同じ。）であること。

イ 暴力団員でないこと。

第6条第2項中「前項第2号から第4号までの条件を具備する老人等」を「単身者」に改める。

第7条第2項中「前条第1項第2号イ」を「前条第1項第1号イ」に改め，「老人等にあっては同項第2号から第4号まで，」を削り，「同項第3号および第4号」を「，同項第2号から第4号まで」に改める。

第13条第2項中「とき」を「ときまたは当該入居者の親族でないと

き」に改める。

第25条第1項および第4項中「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第40条第2項各号列記以外の部分中「同項第2号」を「同項第1号」に改める。

附則中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

(読替規定)

13 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定の施行の日から同条の規定による改正後の法第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第6条第1項、第27条第1項、第40条第2項、第41条、第43条および第47条第1項の規定の適用については、第6条第1項第1号ア中「その他の政令」とあるのは「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号。第40条第2項第1号において「整備等政令」という。）第1条の規定による改正前の政令（以下「改正前政令」という。）」と、「政令第6条第5項第1号」とあるのは「改正前政令第6条第5項第1号」と、同号イおよびウ、第27条第1項、第40条第2項第2号ならびに第47条第1項第3号中「政令」とあるのは「改正前政令」と、第40条第2項第1号中「政令第6条第4項」とあるのは「改正前政令第6条第4項」と、「法」とあるのは「整備等政令附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定による改正前の法（次号において「改正前法」という。）」と、「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。）」とあるのは「整備等政令第5条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）（以下「改正前改

良法施行令」という。) 」と、「政令第6条第5項」とあるのは「改正前政令第6条第5項」と、同項第2号中「法」とあるのは「改正前法」と、同号および第43条中「改良法施行令」とあるのは「改正前改良法施行令」と、第41条中「政令第8条」とあるのは「改正前政令第8条」と、第43条中「政令第8条第2項」とあるのは「改正前政令第8条第2項」とする。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正等に伴い、同居者の資格等の市営住宅の入居に関する規定を整備するため